

REPORT

発明者用宣言書における更新

2011年11月28日

米国発明法(AIA)のセクション4では、特許出願において発明者の宣言書中で義務付けられる文言を変更するため35 U.S.C. §115を補正しています。例えば、補正後の§115では、宣言書中に「本願は、宣言者により作成されたか、もしくは宣言者により作成するように許可を受けたものであった」という新たな供述を含むように義務付けています。この要件は、2012年9月16日の有効日以降に提出される出願に適用されます。

また、当事務所では、有効日の前に提出する宣言書にこの新たな文言を含めることをお勧めします。有効日以降に提出される継続出願もしくは分割出願について、§115では、先に提出された宣言書のコピーを提出することを認めています。しかし、このような宣言書に新たな文言が含まれている場合のみに限ります。先に提出された宣言書にこのような新たな文言が含まれていない場合、有効日以降に提出される継続出願もしくは分割出願において新たに署名された宣言書を提出しなければならないように思われます。従って、現時点から新たな文言を有する宣言書を提出することにより、2012年9月16日以降に提出される継続出願もしくは分割出願において新規宣言書に署名をする必要がないはずです。

このような新たな文言を含めるため、当所の宣言書を更新しました。当所のウェブサイト (www.oliff.com)中のNews and Eventsセクションにおいて、更新済みの宣言書および宣言書/委任状が1つとなった様式を入手することが可能です。クライアントの方々には、宣言書を当所に送付の際には、最新の様式を利用されますようお願い致します。

ます。適切な空白の様式の送付をご希望の際には、ご連絡ください。もちろん、ご希望の際には、署名用に必要な部分を全て記入した宣言書もしくは宣言書/委任状が1つとなった様式を当所で準備することもできます。

USPTOは、有効日以降に提出される出願用の宣言書中に追加情報の記載を義務付けるかもしれません。当所では、宣言書に関する業務における変更を実行する際、USPTOが設定するかもしれないこのような要件を今後もモニタリングします。また、変更があった際には、お知らせします。

* * * * *

*Oliff & Berridge, PLC*は、米国バージニア州アレキサンドリア市を拠点とする知的財産法律事務所です。当事務所は、特許、著作権、商標、独占禁止法、訴訟を専門としており、世界で幅広く活躍する大企業から小規模の個人経営会社、大学、個人事業家を含む、多くの幅広い国内外のクライアントの代理人を務めています。

このスペシャル・レポートは、今日重要性の高い法的論点に関する情報を提供することを意図するものであり、法的アドバイスを提供するものでもなければ、*Oliff & Berridge, PLC*の法的見解を構成するものでもありません。このスペシャル・レポートの読者が、この中に含まれる情報に基づいて、行動を起こす場合には、専門弁護士にご相談ください。

詳しくは、Tel(703) 836-6400、Fax(703) 836-2787、email@oliff.com、又は277 South Washington Street, Suite 500, Alexandria, Virginia 22314, USAまでお問い合わせください。

当事務所に関する情報は、ウェブサイトwww.oliff.comにおいてもご覧いただけます。